

そ 腐蛆病検査について

京都府では家畜伝染病予防法に基づき、年1回、西洋蜜蜂の腐蛆病検査を実施しています。

巣箱の中を検査しますので、立ち合い等ご協力をお願い致します。



アメリカ腐蛆病で死亡した蜂児
写真：（一社）日本養蜂協会より



●みつばちの主な病気

病気	原因・症状
腐蛆病 (家畜伝染病) ※	腐蛆病菌の感染。有蓋蜂児が死亡し、茶褐色で粘稠性の腐蛆となる。巣房蓋が陥凹し、膠臭がする(アメリカ腐蛆病)。
チョーク病 (届出伝染病)	カビが原因となる。巣門前に白色ミイラ化した蜂児が散在。
ノゼマ症 (届出伝染病)	ノゼマ原虫の寄生。巣箱が糞で汚れる。
バロア症 (届出伝染病)	ミツバチヘギイタニの寄生。蜂児の死亡、成虫の矮小化、羽の奇形。
アカリンドニ症(届出伝染病)	アカリンドニが気管に寄生。呼吸困難、飛翔不能。重感染群で越冬期の蜂数が激減。

※確定診断で **腐蛆病**が摘発された場合は法的処分することになります。

ふそ病やバロア症の防除技術など養蜂の飼養管理に関するマニュアル等の情報は、農水省のHPや以下のサイトに掲載されているので参考にしてください。

日本養蜂協会HP (<http://www.beekeeping.or.jp/technology>)

●蜜蜂飼育届の提出について



養蜂振興法第3条により、蜜蜂を飼育する方は「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。

現在は蜜蜂を飼育していなくても、年内に蜜蜂を飼育する予定の方も届出の対象となりますので、ご注意ください。

なお、飼育している蜜蜂の種類(西洋蜜蜂・日本蜜蜂)に関わらず、届け出が必要です。

毎年1月31日まで(1月1日現在の状況を記載いただきます。

新たに蜜蜂の飼育を開始した場合は、随時届出になります。

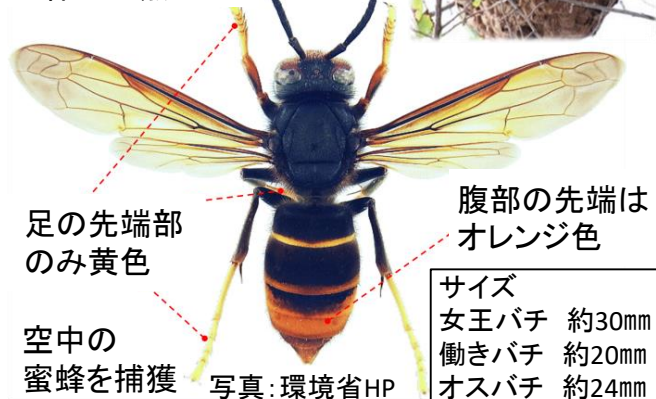
【届け出先】

- ・住所地の市役所
- ・住所地を所管する京都府広域振興局の農林商工部農商工・連携推進課

●ツマアカスズメバチに注意

特定外来生物であるツマアカスズメバチが九州地方で確認されています。蜜蜂を多量に捕食するため、注意が必要です。樹木の高い位置に営巣します。

全体的に黒っぽい



サイズ
女王バチ 約30mm
働きバチ 約20mm
オスバチ 約24mm

写真：環境省HP